

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年8月30日認可した。

平成30年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中上東地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）谷池地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原渕南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中筋北地区